

日本の第3次鬱陵島侵入事件と鬱陵島奪取の企図

朴 炳涉

日本竹島＝独島研究ネット代表

19世紀後半、日本人の第3次鬱陵島(松島)侵入の契機をつくったのは、ウラジオストックで貿易事務官を務める瀨脇壽人であった。本稿は第一に、彼が松島を日本領と信じるようになった基本資料が、彼の翻訳した「格尔屯氏 日本地図」であることを明らかにする。第二に、瀨脇の勧めに応じてロシア公使の榎本武揚中将周辺の者たちが松島での伐木事業を始めたことを明らかにする。榎本は、1880年に海軍卿になるや、海軍の輸送船を使用し、財閥の大倉組を参加させ、松島での伐木事業を大々的におこなった。

日本人の鬱陵島侵入を発見した朝鮮政府は1881年、日本政府へ抗議するとともに鬱陵島の開拓を模索し始めた。抗議を受けた日本政府は、島へ渡航した者たちはすでに撤収したと回答し、再発防止を約束した。しかし、1882年も日本人の侵入が続いたので日本政府の回答は虚偽であった。第三に、なぜ日本政府は虚偽の回答をおこなったのか、日本の対処を分析する。朝鮮政府は再び日本人の鬱陵島侵入に抗議したが、日本政府はほとんど対処しなかった。第四に、その原因が壬午軍乱にあり、日本政府はこの事件を利用して松島を奪取しようと企図したことを明らかにする。結局、日本政府は松島を奪取する口実を作れず、松島の領有をあきらめて1883年に第3次鬱陵島渡航禁止令を出した。しかし、この禁止令を知らずに多くの日本人が松島へ渡航して伐木した。彼らを朝鮮官吏が責めたところ、ある日本人は万国公法を主張して伐木を正当化しようとした。この主張は榎本に由来するようであり、榎本は無主地先占を名分に松島を奪取しようとしたと考えられる。第五に、日本人の抗弁内容の翻訳文をめぐる研究者間の論争にもふれるなど、本稿は日本の第3次鬱陵島侵入事件にて残る課題を解明する。

<キーワード>: 瀨脇壽人, 「格尔屯氏 日本地図」, 榎本武揚中将, 松島=鬱陵島, 壬午軍乱, 万国公法

目次

- 1.はじめに
- 2.瀨脇壽人の地図と松島の認識
- 3.瀨脇壽人と榎本武揚
- 4.日本政府の虚偽公文
- 5.壬午軍乱と日本政府の鬱陵島奪取企図
- 6.万国公法と条約をめぐる議論
- 7.まとめ

1. はじめに

朝鮮の開港期、日本人は松島と呼ばれる島に関心を持ち、島の開発を日本政府に申請した。申請者たちの言う松島は、江戸時代に竹島と呼ばれていた朝鮮領土の鬱陵島である。江戸時代に松島は独島を指していたが、このように島の名前が変わったのは、日本人の竹島(鬱陵島)への渡航が禁止され、ほとんど忘れられた島となり混乱したためである。それまで鬱陵島への渡航禁止令は、日本人による第1次鬱陵島侵入事件、すなわち17世紀の「竹島一件(鬱陵島争界)」の時、および第2次鬱陵島侵入事件、すなわち19世紀の「八右衛門密航事件」の時に発令された。これにより竹島・松島への渡航が途絶えたが、江戸時代末期から鬱陵島をマツシマと表記した西洋地図の影響を受け、日本人も次第に鬱陵島を松島と呼ぶようになったのである。

1870年代後半、松島(鬱陵島)に対する開拓願が提出されるきっかけを作ったのは、外務省7等出仕の瀨脇寿人である。彼は清国東北部の近港を調査するよう命を受け¹⁾、1875年4月、長崎を出港してウラジオストクに向かった。彼は船の中から遠く見える島を周辺の人々に尋ねたところ、日本の松島だという。彼はウラジオストクに到着するとすぐに地図を広げ、松島は雲州の北方、竹島の隣島だと理解した。またウラジオストクに住むアメリカ人コペルという人は、日本政府がマツシマを彼に貸してくれるよう望んでいることも知った²⁾。このように瀨脇が見た地図は、彼が松島(鬱陵島)を日本の領土だと信じる上で決定的な役割を果たした。この重要な地図がどんな地図なのかを明らかにした先行研究はないようなので、本稿は最初にこの地図を検討する。

瀨脇は機会があるたびに外国人に対し、松島の所属を確認した。ドイツ人船長によれば、この島は朝鮮に近く、人家はないが、木々が鬱蒼としているので朝鮮人たちが時々木を切って船に積んで帰るといふ。こうした話を聞いても瀨脇は松島が日本の領土であることを疑わないどころか、最近ではロシアがサハリンまで進出しているという話に刺激を受け、「我国にても古来付属の松島なりとも開き、交易の利を盛んにしたき事なり³⁾」と決意した。

瀨脇はウラジオストックで朝鮮などに関する情報を収集する任務を終え、6月には一旦日本に帰国した。翌年、彼は貿易官として再びウラジオストックに赴任した。彼は松島を日本の領土と固く信じ、この島を開拓すれば日本を強盛な国にするための助けになると考え、周りの

¹⁾ 「外務省七等出仕 瀨脇寿人外一名 商況視察トシテ露国領「ポシエツト」へ派出ノ件」(1), アジア歴史資料センター(JACAR) Ref. No. B16080698600-0345; 具良根, 「ウラジオストック見聞雑誌」, 『韓日関係史研究』9号, 1998, 213頁.

²⁾ 瀨脇寿人, 『烏刺細窰斯杜屈[ウラジオストック]見聞雑誌』, JACAR Ref. No. B16080698700, 0390-0391コマ, 「外務省七等出仕瀨脇寿人外一名 商況視察トシテ露国領「ポシエツト」へ派出ノ件」2. この資料の解題と韓訳は, 具良根, 前掲論文, 212-283頁.

³⁾ JACAR 同上資料, Ref. No. B16080698700-0423.

人々に島の開拓を熱心に勧めた。これに従い、長崎県令の北島秀朝は 1877 年 7 月、内務省に「松島開拓之儀ニ付伺」⁴⁾を、武藤平学ら民間人たちは 1876 年から 1878 年にかけて、瀬脇を介して外務省に多くの松島開拓願を提出した。

内務省ではすでに竹島(鬱陵島)および松島(独島)が日本の領土でないことを確認する「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を太政官へ提出して裁可を受けていたため、長崎県の申請を直ちに却下した。一方、外務省では提出された願書をきっかけに松島という島の比定を巡る混乱が起こり、武藤らが提出した開拓願書を適切に処理できない状況であった。

そうしたおり、ペテルブルクからシベリアを横断し、ウラジオストクを経て日本に帰国したロシア公使、榎本武揚中将周辺の人々が鬱陵島を松島と称して島の開拓を図った。榎本の勧めにより、近松松二郎が 1878 年に松島へ試験的に渡航した。この調査は良い結果を得たのか、多くの日本人が松島に侵入して伐木するようになった。日本人らの第三次鬱陵島侵入事件である。この事件に関する先行研究は、宋炳基⁵⁾、朴炳涉⁶⁾、宋彙榮⁷⁾、朴ジョン⁸⁾、柳美林・朴培根⁹⁾などが日本人の侵入過程や日・朝間外交問題などを明らかにした。

しかし、これらの研究は、榎本がどのように松島を知って鬱陵島に侵入するようになったかをほとんど明らかにしなかった。ただ、榎本がロシアを往復した時、松島を知って開拓を図ったと見た。これに関して、朴ハンミンは榎本に瀬脇を関連付け、「榎本の[シベリア]日記にはウラジオストクに滞在したという短い文だけが書かれているが、瀬脇がこの地域の貿易事務官として勤務していただけに宴会席上などで榎本と会って様々な情報を共有した可能性が高い」¹⁰⁾と推定した。この推定が正しければ、ロシア公使榎本は日本の政府組織とは無関係に鬱陵島で伐木を始めたのではなく、外務省官吏の勧誘により松島の開拓を始めたことになり、日本人たちの松島侵入は日本官吏が組織的に引き起こした朝鮮への侵略行為になる。本稿は第二に、朴ハンミンの推定を検証するために、榎本のウラジオストク滞在中の足跡や瀬脇との関係などを調べる。

朝鮮政府は日本人たちの鬱陵島侵略を 1881 年に鬱陵島捜討官の報告によって知った。政府は日本側に抗議するとともに、鬱陵島の開拓の可能性などを李奎遠に調査させることを決定した。朝鮮側の抗議に対して、日本政府はそのようなことがあったが、彼らはすべて撤回し、禁令を下したと回答した。しかし、1882 年に鬱陵島檢察使として派遣された李奎遠は、日本人が木材を運んでいるのを確認した。日本政府の書簡は虚偽だった。ところが日本政

⁴⁾ 朴ハンミン, 「1870 年代日本の記録に表れた鬱陵島開拓願と長崎縣」, 『領土海洋研究』第 23 卷, 2022, 29 頁。

⁵⁾ 宋炳基, 『鬱陵島と獨島, 歴史的検証』, 歴史空間, 2010.

⁶⁾ 朴炳涉, 「日本人の第 3 次鬱陵島侵入」, 『韓日關係史研究』35 集, 2010; 朴炳涉, 「山陰地方民の鬱陵島侵入」, 『北東アジア文化研究』第 30 号, 2009.

⁷⁾ 宋彙榮, 「開港期日本人の鬱陵島侵入と「鬱陵島渡航禁止令」」, 『獨島研究』19 号, 2015.

⁸⁾ 朴ジョン, 「山口縣住民の鬱陵島侵奪事件に対する研究」, 『獨島研究』28 号, 2020.

⁹⁾ 柳美林・朴培根, 「1883 年太政官の鬱陵島渡航禁止前後 朝日交渉と鬱陵島渡航日本人の法的處理」, 『獨島研究』, 21 号, 2021.

¹⁰⁾ 朴ハンミン, 2022, 前掲論文, 27 頁。

府が意図的に虚偽の公文を送ったとは外交的常識では考えられないので、虚偽の公文を送った背景には何か事情があったと思われる。本稿は第三に、日本政府が松島をどう考え、また日本官民の松島渡航に対してどのような方針を立てて実施したのかを分析する。

朝鮮政府は日本側に再び抗議したが、日本政府はほとんど対処しなかった。本稿は第四に日本政府はなぜ適切に対処しなかったのか、また日本政府の松島渡航者に対する対処方針に変化があったのかなどを分析する。朝鮮側は日本に派遣した修信使朴泳孝が鬱陵島問題を取り上げた。日本政府はやむなく第3次鬱陵島渡航禁止令を下した。しかし、禁止令を知らない日本人の侵入は1883年にも続いており、再び朝鮮の官吏に発見された。官吏が彼らの侵入を問責すると、彼らは万国公法を名分に伐木行為を正当化しようとした。しかし朝鮮の官吏が断固として対応すると、日本人たちは、「この島が貴国領土であることが、両国政府間の条約にあれば船便があり次第去るだろう」¹¹⁾云々と答えた。この文の中で「条約にあれば」という日本語の原文に対して、李盛煥は「条約があるので」と一旦翻訳した後、「条約があれば」と解釈される場合も分析した¹²⁾。

本稿は第五に李盛煥の主張をどのように理解すべきか検討するなど、日本の第三次鬱陵島侵入事件をめぐる残った課題などを解決しようとするものである。本稿にて年月日は主に陽暦を使用する。また、引用文中の()内は原文通りであり、[]内は筆者の注である。

2. 瀬脇寿人の地図と松島認識

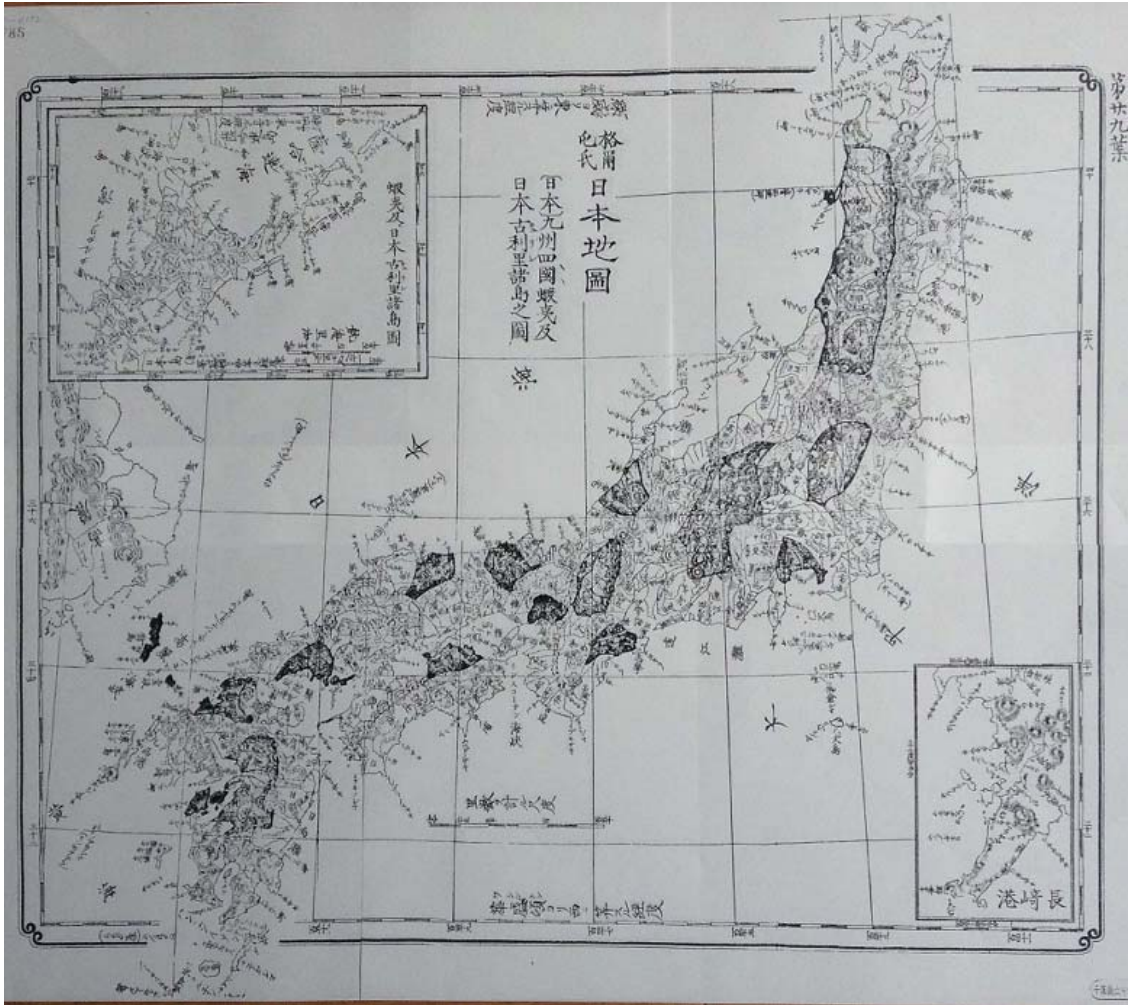
瀬脇の改名前の名前は手塚律藏である。かつて手塚は英国人地理学者コルトン(G. Colton、格尔屯)が1856年に発刊した著書¹³⁾を佐波銀次郎と一緒に翻訳し、『格尔屯氏 万国図誌』¹⁴⁾と題して1862年に刊行した。この本には、「格尔屯氏 日本地図」<図1>をはじめ、世界地図が添付された。瀬脇がウラジオストクに到着した当日に広げて見た地図は、この「格尔屯氏 日本地図」だったのであろう。この地図に松島は<図1>及び拡大図<図2>のように表記された。

¹¹⁾ 朴炳涉, 『韓末鬱陵島・獨島漁業』, 韓國海洋水産開發院, 2009, 96 頁。

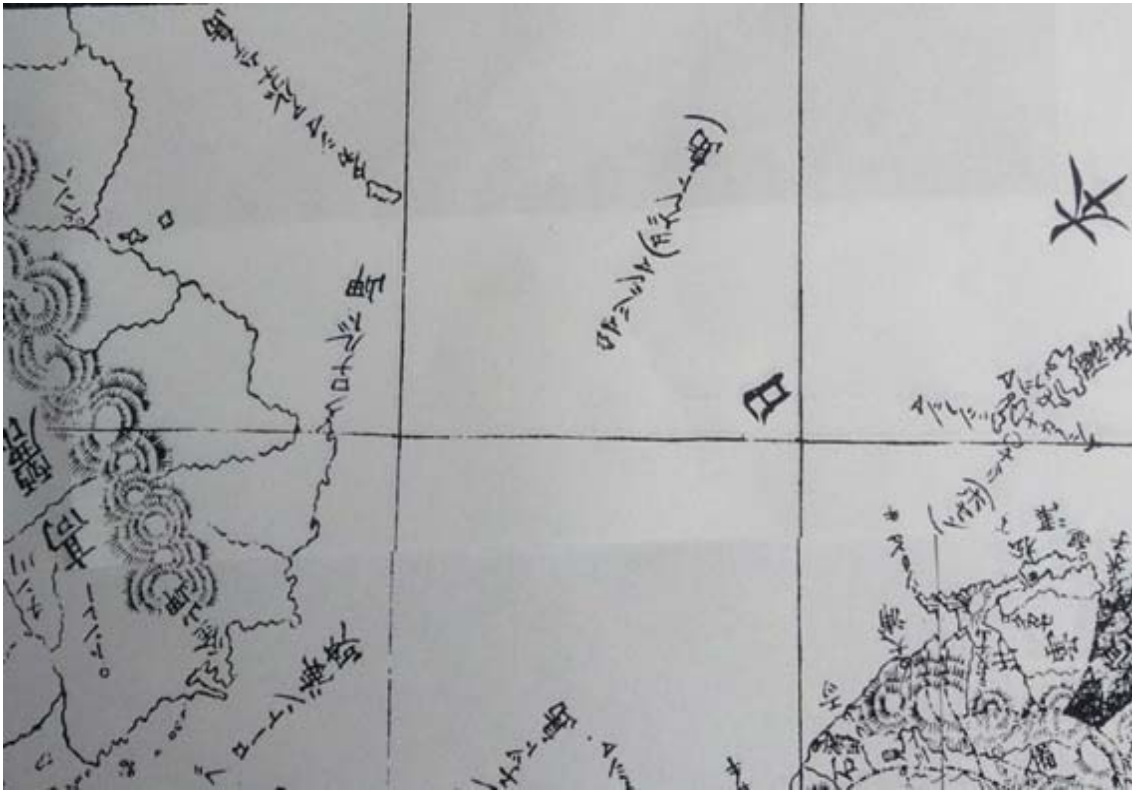
¹²⁾ 李盛煥, 「太政官指令をめぐる論議の再検討」, 『國際法學會論叢』第64卷2号, 2019, 168 頁。

¹³⁾ Colton, G. W., *Colton's Atlas of the World Illustrating Physical and Political Geography*, New York, 1855.

¹⁴⁾ 手塚律藏・佐波銀治郎, 『格尔屯氏 万国図誌』, 1862. この復刻版は、鈴木忠, 『佐波銀治郎の生涯』佐倉歴史顕彰会, 1991。



〈図1〉瀬脇が翻訳した「格尔屯氏日本地圖」



<図 2>松島付近の拡大図

この拡大図に対応するコルトンのオリジナル地図が<図 3>である。麴陵島は<図 3>では「Matsu sima, I. Dagelet」、<図 2>では「マツシマ(タゲレト島)」と表記された。このほかに存在しない島が<図 3>では「Taka sima, I. Argonaute」、<図 2>では「タカシマ アルゴナムテ島」として麴陵島西北側に表記された。これらの地図の系統は、シーボルト(P. Siebold)が1840年に作成した「日本国地図(KARTE von JAPANISCHEN REICHE)」に由来し、ヨーロッパで広く流布された。一方、これらの地図にはリアンクール島、すなわち独島は表記されなかった。

<表1> 瀬脇寿人の勧めによって提出された松島開拓願と関連文書¹⁶⁾

年月日	提出者	願書題目	担当官庁
1876.7.	武藤平学	松島開拓之議	外務省
1876.7.13	児玉貞陽	建白	同上
1876.12.19	斉藤七郎兵衛	松島開島願書并建言	同上
1877.5.6	武藤平学	松島開島之建白	同上
1877.7.13	長崎県令北島秀朝	松島開拓之儀二付伺	内務省
1878.8.15	下村輪八郎・斉藤七郎兵衛	松島開拓願	外務省

最後の提出者である下村輪八郎らは、1879年6月、実際に松島へ渡航した。上記の担当官庁のうち、内務省はすでに竹島(鬱陵島)と松島(独島)に関する調査を1875年に終え、『磯竹島覚書』を著していたので、両島が朝鮮の地であることをよく知っていた¹⁷⁾。また、1877年に両島は日本と関係ないと判断し、太政官の裁可まで受けた。内務省は長崎県の開拓願書が語る松島は、元禄期に日本が領有を放棄した竹島(鬱陵島)であると正しい判断し、その願書をすぐ却下した。しかし、外務省では松島の位置や竹島との関連をめぐって混乱が起こり、多くの松島開拓願をほとんど処理できない状況であった。

3. 瀬脇寿人と榎本武揚

外務省が松島開拓願について結論を出せない間、榎本武揚にそそのかされた者たちが松島(鬱陵島)に渡航した。この事件を調査した山口県官吏の山本修身は、事件の発端を「復命書」に次のように記録した。

日本人等 該島へ渡航の発端は 先年 榎本公使 魯国へ渡航の際 発見 同氏の談話に 依り 榎本の妻弟 林紳二郎[故陸軍々医 林紀の弟] 東京府平民 近松松二郎 岩崎某 渡

¹⁶⁾ 外務省関係の出典は、北沢正誠『竹島考證』下、1881、JACAR Ref No. A04017259200、8-19号、同書の韓訳は、丁永美『獨島資料集』Ⅱ[竹島考證]『正しい歴史定立企劃団、2006；金秀姫「19世紀日本山陰地方の鬱陵島・獨島記録と「松島開拓論」、『獨島研究』第19号、2015、69-73頁。

¹⁷⁾ 朴炳涉「近代期 獨島の領有権問題」『獨島研究』12号、2012、171-172頁。

航の事を発意し 明治十一年[1878 年]中 先づ試に近松松二郎は汽船高尾丸に乗込み該島へ渡り 一旦帰国の上 其伐木漁獵に従事せしは十二年中なりと云ふ¹⁸⁾

これによると、榎本はロシアに渡航したときに松島(鬱陵島)を発見したというが、この説明は疑問である。榎本は 1874 年に横浜を出航し、香港・フランス・オランダ・ドイツを経由してセントペテルブルクに到着した¹⁹⁾。したがって、彼は鬱陵島を見ることはできない。また、彼はロシアから戻ったとき、シベリアを横断し、ウラジオストクから船に乗って 10 月 4 日に北海道小樽に到着した。したがって、このときも鬱陵島を見ることはできないので、上の復命書の説明は成り立たない。

榎本が鬱陵島を知ったのは、1878 年帰国する際にウラジオストクの日本貿易事務所で瀬脇から聞いたと推測されるが、瀬脇は榎本がウラジオストクに到着した 2 ヶ月後、日本に帰国する船の中で病死し、榎本について何の記録も残していないようである。また、榎本の日記も彼がウラジオストクに到着する前日の 9 月 28 日、ハンカ(Khanka)湖を航海途中で終わっており、瀬脇については何も記録していない。その後、榎本が立ち寄った地域の名前や時間などを彼は日記の表紙の裏にメモとして書いている²⁰⁾。このメモをもとに、日記の筆写者である榎本春之助(武揚の次男)は、次のような文章を加え、『西比利亜日記』を刊行した²¹⁾。

[28 日条に追加]

筆写者が推するに 前記[序文]の通り 28 日 朝 5 時 抜錨 ハンカ湖に入りたる所にて擱筆しあれども 大型帳[日記]の表紙の裏に左記の文字あると 旅費明細書とに因り推するに ハンカ湖を横断 西南岸のカーメルイ・・・[途中省略]・・・ツレビンスカヤを通り[ママ]

29 日

朝 5 時ニコリスカヤ着・・・[途中省略]・・・レチノイに着 ここにて 3 時 15 分軍艦アブレックス号に乗移り 30[分] ウォルストを航海し、5 時半ウラジオストック港に着したるものなるべし

30 日 浦塩滞在

10 月 1 日 浦塩滞在

¹⁸⁾ 山口県、『蔚陵島一件録』、山口県文書館 所蔵(行政文書 戦前 A 土木 25); 朴炳涉, 前掲の韓国語論文, 2010, 203 頁。

¹⁹⁾ 加茂儀一『榎本武揚』中央公論社, 1988, 444 頁。朴炳涉は前掲論文(2010)の 203 頁にて前記「復命書」の記述に従い、「彼は実際に鬱陵島付近を通りウラジオストック貿易事務所に行き」と記したが、この部分は本文のように修正する。

²⁰⁾ 《シベリア日記-甲》, 榎本武揚関係文書(国立国会図書館所蔵).
https://www.ndl.go.jp/jikihitsu/part2/s1_1_25.html

²¹⁾ 榎本武揚, 『シベリア日記』, 講談社, 1877; 『榎本武揚シベリヤ横断日記』, JACAR Ref. No. B12080879300 および B12080879400.

10月2日 浦塩出帆 同4日夜 北海道小樽港着・・・[途中省略]・・・21日夜 海路 横浜港に着港 同夜 直ちに東京に戻りたるもの也

このように、榎本武揚自身の文は9月28日後半から記されなかったため、彼が瀬脇とどのように出会ったのか、日記からはわからない。ところが、榎本日記の空白期間の行動を知ることができる資料が今回の研究で発掘された。開拓使²²⁾が1879年に刊行した『浦塩斯徳[ウラジオストック]紀行』²³⁾である。これはちょうど9月にウラジオストックを訪れた開拓使黒田清隆一行の紀行である。これによると、榎本の行動は次の通りである。榎本公使は1878年9月3日、瀬脇に送った電報で、ウラジオストックから長崎もしくは北海道函館への船便を問い合わせた。これに対する返事で、開拓使所有の金剛艦がちょうどウラジオストックに来ていることを伝えるとともに、榎本がウラジオストックに到着する日を尋ねた。その後、29日の朝6時、榎本公使はニコリスクを出発するという電報を送り、夕方6時にウラジオストックに到着した。金剛艦は祝砲を上げ、榎本は上陸して貿易事務所に宿泊した。二日後の午後7時、榎本は金剛艦に乗船した。10月2日午前6時、金剛艦はウラジオストックを出港し、4日午後9時20分、北海道小樽港に到着した。

この記録から分かるように、ロシア公使榎本はすでに9月3日には瀬脇と直接通信しており、ウラジオストックでは9月29日から10月1日夕方まで瀬脇が責任者を務める貿易事務所に滞在していた。当然、榎本は瀬脇から松島(鬱陵島)開拓の重要性について充分聞いたであろう。それを証明するように、10月21日、榎本は東京に到着するや、すぐに行動をおこした。松島開拓を彼の妻の弟など周囲に勧める一方、すぐに松島へ航行できる船を手配した。この季節は北西風が吹くために帆船では松島へ行けず、入手が難しくても必ず汽船で行かなければならない。この当時、榎本は海軍中将であった。榎本はロシア公使に任命された際、ロシアとの領土交渉に有用という理由で海軍中将に任命されていた。当時、海軍には大將がなく中将が4人いたが、そのうちの一人が榎本であった²⁴⁾。そのため、海軍の最高権力者である彼は簡単に海軍の船を利用できる。先の山本「復命書」が記録したタカオ丸をすぐに用意した。

ところで、山本「復命書」に記録されたのは「高尾丸」だが、この名称の船は1778-1879年『海軍省報告』²⁵⁾および民間船舶を1881年に記録した『船名録』²⁶⁾にはない。一方、高尾丸と発音が同じ高雄丸なら上記の両方の資料に掲載されている。この輸送船は元々海軍省所属

²²⁾ 北海道および樺太(サハリン)の開拓を目的に、1869年に設置された政府機関であり、1882年に廃止された。

²³⁾ 鈴木大亮、『浦塩斯徳紀行』開拓使、1879、10-47頁。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1874720>

²⁴⁾ 海軍省、『海軍省報告書』、自明治11年7月至明治12年6月。「第一 武文官総員」、JACAR Ref. A07062089000。

²⁵⁾ 海軍省、同上書、「第六 艦船」。

²⁶⁾ 岡田利七、『船名録』、丸屋善七、1881、20頁。

だったが、1880年3月に民間に売却された²⁷⁾。このことから、高尾丸は高雄丸の誤りであると考えられる。この海軍船に乗って近松が松島へ渡航し、島の状況を1878年に調査したのである。これほどまでに榎本が急いで海軍船を用意して松島を調査させたということは、それだけ彼が松島開拓を重要な事業として考えていたことを示している。彼はもともと新天地の開拓や植民に大きな関心を持っていた。彼が松島に抱く情熱を理解するため、関連する彼の経歴を見てみよう。

1868年、彼は江戸幕府の崩壊で生活基盤を失った旧幕府関係者を救うため、戊辰戦争²⁸⁾で敗北した旧幕府家臣を結集し、北海道を武力で占領して自治政権を樹立した。榎本は旧幕府家臣団の選挙で知事に推戴されると、北海道の開拓を図って明治新政府に申し入れたが、新政府は彼らの行動を反乱とみなした。翌年6月、新政府の陸軍参謀、山田顕義、黒田清隆らは反乱軍を鎮圧した。榎本は獄中生活を送ったが、彼の才覚を惜しんだ黒田の尽力で特別に恩赦され、明治新政府の官僚となった。彼は早くからオランダに留学して国際法や機関学を学んだこともある有能な人物であった。榎本は赦免された後、黒田の下で北海道開拓に関する仕事をしていたが、黒田の推薦でロシア公使に任命され、ペテルブルクに赴任し、ロシア側と「千島・サハリン交換条約」を締結した。その後、榎本は小笠原諸島の南にあるラドローネン(マリアナ Mariana)諸島などの買収を計画し、スペインと予備交渉を行った。また、まだ帰属が決まっていない南洋諸島を日本の領土とし、それらを拠点としてインドやオーストラリアなどに至る日本の航海事業を盛んにすることを提案したこともあった²⁹⁾。このように植民や開拓に大きな関心を持ち、様々な経験を持つ榎本は、瀬脇から天然資源が豊富な松島が日本領であると聞き、この島に期待を寄せて早速調査させたのである。

榎本が派遣した近松らの調査が成功したのか、日本人が「伐木と漁猟に従事したのは12年[1879年]中である」と、前出の山本「復命書」は記録している。この「12年[1879年]中」という表現から、彼らは1879年の遅い時期に渡航していたようだ。これに付合するように、先の「松島開拓願」を提出した下村輪八郎は、この年6月に松島で日本人を見なかったようである。彼によると、6月11日、彼は船で鬱陵島の東南部海岸に接近し、上陸地点を探して東北部に移動して上陸した。翌朝は西北部に上陸して島を調査した。この間、彼は朝鮮人漁民と会ったが、日本人とは会わなかった³⁰⁾。したがって、日本人の伐木や漁猟は6月まではなかった。

²⁷⁾ 海軍省、前掲書、自明治12年7月至明治13年6月、25頁。

²⁸⁾ 1868年初に始まった旧幕府勢力と明治新政府との戦争。翌年、榎本らを鎮圧した箱館(函館)戦争にて戦争が終わった。

²⁹⁾ 加茂儀一、前掲書、494頁。後日、榎本は1891年に外務大臣となり、外務省に移民課を設置した。また、外務大臣を辞任した後、1893年には殖民協会を設立するなど、移民や殖民事業を推進した。出典は外務省、「「伯刺西尔」(ブラジル)との出会い」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/j_brazil/01.html

³⁰⁾ 『西海新聞』明治12年10月1日、「松島日誌 前々号の続」; 松澤幹治、「松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」」、『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』、島根県総務部、2020、137-138頁。この新聞の10月10日記事、および松澤幹治の前掲論文140

したがって、榎本周辺の人々の 1879 年の漁獲は小規模で試験的なものであったと考えられる。

榎本はロシアから帰国後、外務省の「条約改正取調御用掛」に任命される一方、地学協会の設立に尽力した。1879 年 9 月、彼は外務省 2 等出仕になり、11 月から翌年 2 月まで次官級の外務大輔に任命された。このように、榎本は外務省の要職にあったので、当然、瀬脇が外務卿に提案した松島開拓について、外務省内で田辺太一らが論争していた³¹⁾ことなどを知っていたであろう。外務省の論争の状況は、これを分析した堀和生によれば、「松島を鬱陵島と于山島のどちらに位置づけるかは別として、松島が朝鮮所属あるいは朝鮮の関与があることを認める意見が多数派だった」という³²⁾。

それにもかかわらず、榎本は 1880 年 2 月に海軍卿に任命されるや、武器取引で成長した財閥大倉組に出資させ、鬱陵島での伐木事業を大々的に進めた。この事業に海軍の輸送船磐城丸³³⁾まで利用して人員などを輸送した。榎本は、たとえ松島が朝鮮領であっても、実効的な占有がない限り、日本がこの島を占領して日本領土にすることができると考え、伐木事業を始めた可能性が高い。

このように、日本人の第 3 次鬱陵島侵入は、榎本が日本政府の組織と無関係に始めたのではなく、日本外務省の官吏の鬱陵島開拓勸奨から始まったのである。また、海軍卿になった榎本はこの事業に海軍輸送船を使用させ、運ばれた木材の一部は日本政府の外交社交場である鹿鳴館に使われた³⁴⁾。このように、鬱陵島への侵略は最初から日本政府が深く関わっていたのである。

4. 日本政府の虚偽公文

1881 年、日本人の侵入は鬱陵島捜討官として派遣された三陟営将によって発見された。朝鮮政府は海禁政策で鬱陵島への渡航を禁止して無人島とし、これを確認するために 3 年ごとに捜討官を派遣していた。捜討官の報告を受けた朝鮮政府は二つの方策を立てた。一つは李奎遠を鬱陵島検察使に任命して翌年に鬱陵島を調査させた。もう一つは、礼曹判書 沈舜沢が 6 月(陰)、日本外務省に日本人の鬱陵島侵入に抗議する書契を送った。書契は 1693 年に起きた鬱陵島争界の結果、日本が彼らの鬱陵島漁獲を許さないと約束した事実があることを想起させた。

頁によれば、下村輪八郎は松島の調査結果をウラジオストック貿易事務官寺見機一らに報告し、賞賛と激励を受けた。また、榎本宛の紹介状を受けとった。

³¹⁾ 北澤正誠, 前掲史料。

³²⁾ 堀和生, 「一九〇五年日本の竹島領土編入」, 『朝鮮史研究会論文集』 24 号, 1987, 105 頁。

³³⁾ 山本修身, 前掲「復命書」。朴炳涉は前掲論文(2010)にて磐城丸を「いわき」丸と記したが、これは「ばんじょう」丸に修正する。

³⁴⁾ 朴炳涉, 前掲論文, 2010, 220 頁。

この抗議に対し、上野景範外務大臣は 8 月、初めて聞くことなので調査して処理すると答えた³⁵⁾。しかし、外務省は、鬱陵島で伐木した主導者が 18 ヶ月前まで外務大輔を務めていた榎本であることを知っていたであろう。また、榎本が瀬脇の勧めによって外務省内で争点となっていた松島開拓を始めたことも知っていたであろう。当時、多くの松島開拓願書について結論を出せなかった外務省は、海軍卿となった榎本の松島開拓を止める理由がないので、関心を持ってその行方を見守っていたのであろう。

外務省は、朝鮮側が指摘していた 1693 年の出来事、つまり「竹島一件」や、島の帰属を調査し始めた。内務省地誌課出身の北沢正誠が『磯竹島覚書』など様々な資料を調査し、日本は元禄期の「竹島一件」の結果、1699 年に竹島、つまり鬱陵島の領有を放棄し、第 1 次竹島渡海禁止令を出した事実を明らかにした。また、第 2 次竹島渡海禁止令の経緯も明らかにした。さらに、海軍水路局の松島調査結果も入手した。水路局は測量艦天城が 1880 年 9 月、韓国人が鬱陵島と呼ぶ松島に航行し、東側に仮泊地を探した。水路部は韓国人が竹島と呼ぶ竹嶼、英国名 Boussole Rock および北亭嶼の位置を確認し、松島東側の略図を描いた³⁶⁾。これらの資料から北沢は、武藤などの開拓願にいう松島は朝鮮領の鬱陵島であると結論づけた。彼は 1881 年 8 月に調査結果を報告『竹島考證』および「竹島版図所属考」にて、今日の松島は即ち竹島一件当時に称するところの竹島であり、古来、日本の地ではないと記した。

この報告書から松島が朝鮮領であることを確認した日本政府は、9 月、朝鮮側に「調べたところ確かにそのようなことがあったが、今はすでに撤退して帰った」、「今後は再び禁令を厳守して両国の信義を篤くする」という公文を送った³⁷⁾。しかし、翌年も日本人が侵入したので日本政府の上記の回答は虚偽の公文であった。ところで、日本政府が意図的に虚偽の公文を送ったとは考えられない。日本政府は侵入者たちが事業から撤退することを確信して公文を送ったと考えられる。外務省は鬱陵島侵入の主導者である榎本から事業撤退の約束を取りつけ、それでこの問題が解決すると考えて上記の虚偽公文を送ったのであろう。実際、榎本と大倉組は外務省の方針に従ったのか、先の山本「復命書」によると、鬱陵島事業を 1881 年 10 月に止め、海軍省の傭船廻漕丸を利用して伐木した樹木や人員などをすべて日本へ運んだという。山本は、その理由を、予想と違って利益が少なかったからと「復命書」に記しているが、これは疑問である。日本人は翌年も伐木を続けていたので、伐木事業には十分な利益があったはずである。榎本が事業をやめた理由は、外務省の方針に従ったためであろう。

5. 壬午の軍乱と日本政府の鬱陵島奪取の企図

³⁵⁾ 外務省資料 3門8類2項4(3824 と略称), 『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻處分一件』; 宋炳基, 前掲書, 153-154 頁。

³⁶⁾ 「水路報告」第 33 号, 1880 年 9 月 13 日; 海軍水路局, 『水路雑誌』第 41 号, 1880, 34-35 頁。天城艦が仮泊地を見いだしたということは、軍艦が鬱陵島にて停泊することができることを確認したという意味を持つ。

³⁷⁾ 外務省資料 3824, 前掲史料; 柳美林・朴培根, 前掲論文, 12 頁。

1882年、榎本の関係者以外の日本人は依然として松島で伐採を続けていた。鬱陵島検察使の李奎遠は島で多くの韓国人及び日本人侵入者を発見し、彼らの事情をくわしく調査した。李奎遠が道方庁(現在の道洞)で出会った日本人の出身地は日本の東海道、南海道、山陽道などであり、それだけ松島侵入の規模が拡大していたのである。

日本人が鬱陵島にいるという報告を受けた朝鮮政府は、再び日本側に抗議した。1882年6月(陰)、礼曹判書李会正は外務卿井上馨に再び書契を送り、日本人が依然として伐木を行っており、変わりがない原因は日本政府が禁令を制定しなかったことにあると抗議した³⁸⁾。

朝鮮政府の抗議に対して、日本政府は特に何の処置もとらなかった。理由は、ちょうど日本に対して不満を持った兵士たちが7月に日本公使館を焼き打ちにした壬午軍乱という大事件が起こったからである。日本政府は8月2日、壬午の軍乱事件を糾弾する使節として花房義質を派遣することと、鬱陵島も関係する「朝鮮政府ニ対スル要求ノ件」を決定した。これを要約すると次の通りである。

- ①朝鮮政府は事件を謝罪する。
- ②15日以内に凶徒を処罰する。
- ③遭難者に補償する。
- ④条約違反ならびに日本の出兵準備などの費用を賠償する。
- ⑤朝鮮政府は日本公使館を守るために兵士を用意する。
- ⑥日本の商人たちのために安全な場所を開市場とする。

次の三つの条項は口頭で伝える。

- ⑦(もし朝鮮政府の過失に重大な事情があるときは)巨濟島あるいは松島を我が国に譲渡して謝罪の意を示さなければならない。
- ⑧(もし朝鮮政府の中に凶徒を庇護する主謀者を見つけたら)主謀者を罷免して処分する。
- ⑨向こうの情状があまりにも重い場合は、強償処分することは臨機応変に適切に行う。

上のように朝鮮政府に重大な過失がある場合、日本政府は「強償処分」で巨濟島や松島(鬱陵島)を奪取するつもりであった。また、参議の山県有朋は、交渉が切迫した場合、「仁川・元山・釜山の主要開港場」を占拠することを提案した³⁹⁾。このように日本政府は松島を奪取する意図もあったので松島に侵入した日本人を撤収させるつもりはなかった。もし松島が日本の領土になれば、侵入者たちはむしろ島を開拓する礎となるほど有用な存在になるであろう。

日朝両国はよく知られているように、8月30日に濟物浦条約と日朝修好条規続約を締結した。日本が臨機応変に松島などの譲渡を要求する機会にはなかった。この条約の批准と日本

³⁸⁾ 外務省資料 3824, 前掲史料; 柳美林・朴培根, 前掲論文, 20頁。

³⁹⁾ 「朝鮮京城事変ニ付 辨理公使 花房義質へ訓條案」, JACAR Ref. No. A03023634800, 9-13コマ。

に謝罪するために、朴泳孝が修信使として派遣された。日本で朴泳孝は何の進展もない鬱陵島問題を取り上げた。すると、外務卿井上はしぶしぶ対処案を作り、太政大臣に上申した。井上は朝鮮修信使の役割を貶めるために、修信使が帰国した後に松島渡航禁止令を出すことと、侵入者を処罰することを提案して承認を得た。この建議に基づき、太政大臣は 1883 年 3 月、司法卿大木喬任に、当該の島で密商を犯した者は「日韓貿易規則」に照らして処罰するよう各裁判所長に内訓するよう命じた。また、内務卿山田顕義には、日本が松島とか竹島とか呼ぶ朝鮮の鬱陵島に日本人は上陸してはならないとする諭達を地方長官に下達するよう命じた⁴⁰⁾。こうして日本政府はついに第 3 次鬱陵島渡航禁止令を出したのである。

このように、日本政府は適当な口実さえあれば、日本人が開拓を始めた松島などを奪取するつもりで壬午軍乱を処理した。したがって、韓国政府の抗議にきちんと応じるつもりはほとんどなかったのである。しかし、日本政府は松島などを奪取する口実を作れなかった。このため、修信使朴泳孝の抗議にしぶしぶ対応し、鬱陵島渡航禁止令を決定し、日本人を撤収する方針を決定した。日本人たちの刷還は 10 月に実行された。

先の下村輪八郎と齊藤七郎兵衛らは、死んだ瀬脇の後任の貿易事務官寺見機一から榎本宛て紹介状を受け取り、松島での伐木事業を開始したようである。しかし、壬午軍乱に伴う状況で事業を中止せざるを得なかった。彼の墓地あるいは下村家が所蔵する巻物は、同 15 年[1882 年]に「朝鮮の変」に遭遇し、素思を果たせずに帰国したと記録している。「朝鮮の変」とは壬午軍乱を指し、「素思」とは 1878 年に立てた、「松島、別名無人島に航し、開墾し、木材を輸出することを計画」を指す⁴¹⁾。

6. 万国公法と条約をめぐる議論

日本は 1883 年 3 月、「日本が称する松島、一名 竹島、朝鮮が称する蔚陵島[鬱陵島]」への渡航を禁止したが、この禁止令を知らない日本人の鬱陵島侵入が続いた。一方、朝鮮政府はこの年に農民を募集し、鬱陵島開拓を始めた。この開拓民を率いて鬱陵島に入った官吏は、日本人の侵入者を発見し、彼らを叱責した。このことを山本「復命書」が[次のように]記録したが、これを朴炳渉は次のように翻訳した[韓国語は省略]。

本年[1882 年]陰曆 4 月 2 日 朝鮮国の高官兵隊様之者 凡そ百名計を率ひ 該島に來り 日本人へ対し大に武威を示すものの如く…[中略] 其節も朝鮮人と応接ありて 其答弁員となりしは藤津政憲設立の旭組副頭取 愛媛県人 内田尚長と云ふものにて 其応接の大意は左の如くなりしと云ふ

⁴⁰⁾ 外務省資料 3824, 前掲史料。

⁴¹⁾ 松澤幹治, 前掲論文, 140 および 143 頁。

朝鮮人云く 本島は我国の処領なれば〔①〕 外国人等は猥りに渡航上陸すへき筈無之 然るに斯く上陸、剩へ樹木等を伐採せるは日本政府の命令なるか 又は知らずして渡航せし歟

日本人云く 日本政府の命令にはあらされども万国公法に拠るも無人島は発見せし者 三年間其地に住居するときは所有の権 可有之に付 樹木を伐採する何の妨げかあらん 朝云く 然らば我国政府より貴国政府へ照覆する事あり 然しなから今にして不残本島を立去り 将来渡航せざる事を承諾すれば〔②〕 敢て貴国政府へ照覆なすの煩を省かん

日人云く 本島は貴国之所領なる事 彼我政府に於て条約あれば〔③〕 便船次第 立去ルへしと雖とも 既に伐採したる材木は如何すへきか

朝云く それは持帰るも苦しからず⁴²⁾

最近、この会話内容の解釈をめぐって論争が起こり、さらに 1880 年代当時、一般日本人が朝鮮と日本との間に「国境条約」があると認識していたかどうかをめぐる議論に発展した。このような重要性を踏まえ、次にこの問題を検討する。

上記の会話で関係する部分は、①日本語原文は「処領ナレハ[なれば]」、[韓訳は]「領土なので」、②原文は「承諾スレハ[すれば]」、[韓訳は]「承諾すれば」、③原文は「条約アレハ[あれば]」、[韓訳は]「条約にあれば」、である。このうち、問題になった翻訳は③「条約にあれば」である。崔チョルヨン・柳美林は上記の朴炳涉の翻訳に従ったが⁴³⁾、李盛煥は二つの翻訳の可能性を提示した。彼は上記の③を一旦「条約があるので」と翻訳した後、「たとえ譲歩して「条約があれば」と解釈しても、これは完全な仮定法の対話ではなく、朝鮮当局の主張を受容する意味の仮定法として解釈されるべきだろう」と主張した⁴⁴⁾。

問題となる日本語の「…ハ[…ば]」を、まず文法的に検討する。日本の古語辞典で「…ば」を見ると、已然形につく場合、次の 3 つの用法がある。(1)…する時は(必ず); 過去、現在、未来にかかわらず、ある条件が備われば、いつでも次に述べるような事態が現れるというような場合の条件を表す、(2)…したところが; すでに行われたことを述べて、その事態、状況で実現したことを述べる、(3)…ので; 理由、原因を表す⁴⁵⁾。

上記の文で、これらの用法に該当する「…ハ[…ば]」を探すと、①「処領ナレハ[なれば]」の用法は、原因、理由を表す(3)で、訳は「領土なので」となる。②「承諾スレハ[すれば]」の用法は(1)で、訳は「承諾すれば」となる。③「条約アレハ[あれば]」の用法は(1)と解釈し、「条約にあれば」と訳するのが自然であるが、分類③もぎこちないが文法的には可能である。

⁴²⁾ 朴炳涉、前掲書(2009)、95-96 頁(韓国語)、237 頁(日本語)。

⁴³⁾ 崔チョルヨン・柳美林、「1877 年 太政官指令の歴史的・国際法的検討—鬱陵島争界関連文書との連関性を中心に」、『国際法學會論叢』63 卷 4 号、2018、274 頁、脚注 95)。

⁴⁴⁾ 李盛煥、2019、前掲論文、169 頁。

⁴⁵⁾ 三省堂編修所、『明解古語辞典』、1963、三省堂。

次に、論争になった③の文脈を検討する。日本人がもし日朝両国間にて鬱陵島に関する条約や約定があることを事前に知っていたら、朝鮮の官吏が断固として「この島は我が国の領土」と主張したとき、内田は万国公法を口実にその条約を覆そうとは考えなかったであろうし、朝鮮の官吏に抗弁しなかっただろう。言い換えれば、日本人は条約や約定があるとは考えていなかったの、万国公法で自分たちの行為を正当化しようとしたのである。日本人研究者の池内敏もそのような見解に立ち、「朝鮮当局の毅然とした姿勢の前に、鬱陵島が朝鮮領だと確認するような「彼我政府間に於て条約あれば」それに従うと言わざるを得なかった。「万国公法」よりも、具体的な二国間の取り決めを優位に考えたのである」⁴⁶⁾と主張した。このように文脈上からみて論議になった部分は、池内、朴炳涉および李盛煥の譲歩した解釈が正しいであろう。

一方、日本人の内田が、万国公法によると、無人島は発見した者が3年間その土地に居住するときは所有権があるので、樹木を伐採しても構わないと発言したことは重要な意味を持つ。これは、日本人が前年までに松島を日本の領土とは考えなかったことを意味する一方、内田が万国公法を取り上げたのは驚くべきことである。当時、日本は万国公法を受け入れたばかりで、まだこの用語は一般的に周知されていない単語であった。この言葉を内田は、オランダで万国公法を学んだ榎本の影響を受けて知ったのであろう。そうであれば、榎本らは松島が日本領土ではなく、たとえ朝鮮領土だとしても、この島に対する実効的な占有がない限り、日本が実効的に占有を続ければ日本領土になると理解していたのであろう。言い換えれば、榎本らは無主地の先占を名目にして松島を奪取しようとしたと考えられる。

7. おわりに

ウラジオストクに派遣された瀬脇寿人が航海の途中に見た松島(鬱陵島)を日本領土と信じた基本資料は、彼が翻訳した「格尔屯氏 萬国地誌」に付録された「格尔屯氏 日本地図」であろう。彼は松島を開拓することの重要性を多くの人々に熱心に説明した。その説明を聞いて瀬脇の意を実行した者がロシア公使の榎本武揚中将である。彼は1878年、瀬脇の話聞いてロシアから帰国するや、すぐに海軍輸送船の高雄丸を手配し、近松に松島を調査させた。調査結果は満足すべきものであった。その後、榎本は外務省にて次官級の外務大輔まで務めたので、彼は関心を持っている松島について外務省のすべての情報を得たであろう。したがって、松島の比定に関して外務省で論争があることや、松島が日本領土かどうか疑問をもたれていることなどを知ったであろう。

外務省では、松島を朝鮮の鬱陵島と干山島のどちらに比定するか違いはあっても、松島が朝鮮所属あるいは朝鮮の関与があることを認めるのが多数意見であった。それにもかか

⁴⁶⁾ 池内敏,『日本人の朝鮮観はいかにして形成されたか』, 講談社, 2017, 215頁。

ならず、榎本は 1880 年 2 月に海軍卿に任命されるや、松島で伐採事業を大々的に進めた。この事業に大倉財閥を参加させ、海軍輸送船も利用した。松島で伐採した高級木材は、一部を外務省の社交場である鹿鳴館の建設に使用した。しかし、日本人の鬱陵島侵入は、朝鮮政府が 3 年ごとに派遣する鬱陵島搜討官によって 1881 年に摘発された。朝鮮政府の抗議を受けた日本政府は、松島の所属を本格的に調査した。この結果、渡航者の語る松島は江戸時代に竹島と呼ばれた島であり、1696 年および 1837 年に「竹島渡海禁止令」によって渡航が禁止された朝鮮領の鬱陵島であることを確認した。

日本政府は松島侵入の主導者である榎本らの渡航を統制すれば問題が解決されると考えたのか、朝鮮に対して渡航者らはすべて撤収し、渡航禁令を厳しくして両国の信義を篤くすると回答した。しかし、1882 年に鬱陵島検察使李奎遠が鬱陵島で日本人を発見した。したがって、結果的に日本の公文は虚偽とであった。実は榎本の関係者らは松島渡航を中止したが、伐木事業に多くの人々が参入した結果、日本政府が把握できなかった者たちが松島に渡航したのである。朝鮮政府は日本側に再び抗議したが、重大事件である壬午軍乱が起きたため、日本政府は朝鮮側の抗議に対処しなかった。むしろ壬午軍乱の処理を利用して松島や巨濟島の奪取を図った。しかし、日本政府はその口実を作れず、松島奪取の企図は失敗した。鬱陵島問題がなかなか解決される兆しが見られないため、朝鮮側は日本を訪問した修信使朴泳孝が日本政府にこの問題を提起した。日本政府はやむなく松島奪取の企図を放棄し、朴泳孝が帰国した後、1883 年 3 月ようやく第 3 次鬱陵島渡航禁止令をくだした。

しかしこの禁止令を知らない日本人たちの松島渡航がこの年も続いた。その中で旭組副支配人である内田尚長は、鬱陵島で朝鮮官吏から伐木を詰問されるや抗弁し、万国公法によると無人島は発見した者が 3 年間その土地に居住するときは所有権をもつので伐木しても構わないのでと主張した。当時、万国公法という用語は一般的に周知されていない単語である。内田は万国公法を熟知した榎本の影響を受けてその単語を知ったと考えられる。そうであれば、榎本は実効的な占有が見られない松島に日本が実効的に占有を続けることで、無主地先占を口実に松島を日本領土にしようと伐木を始めたと考えられる。しかし彼らの企図は朝鮮政府の鬱陵島搜討政策および開拓政策によって失敗し、日本政府は第三次鬱陵島渡航禁止令を下すしかなかった。これにより瀬脇から始まった日本政府の組織的な松島侵略が終わった。

【参考文献】

<韓国語文献>

- 具良根,「ウラジオストック見聞雑記」,『韓日關係史研究』9号,1998
- 金秀姫,「19世紀 日本山陰地方の鬱陵島・獨島記録と「松島開拓論」」,『獨島研究』第19号,2015
- 宋彙榮,「開港期日本人の鬱陵島侵入と「鬱陵島渡航禁止令」」,『獨島研究』19号,2015
- 宋炳基,『鬱陵島と獨島, 歴史的検証』, 歴史空間, 2010
- 丁永美『獨島資料集』Ⅱ[竹島考證]正しい歴史定立企劃団, 2006
- 朴炳涉,「日本人の第3次鬱陵島侵入」,『韓日關係史研究』, 35集, 2010
- ,「近代期 獨島の領有権問題」『獨島研究』12号, 2012
- ,『韓末鬱陵島・獨島漁業』, 韓國海洋水産開發院, 2009
- 朴ジヨン,「山口縣住民の鬱陵島侵奪事件に対する研究」,『獨島研究』28号, 2020
- 朴ハンミン,「1870年代日本の記録に表れた鬱陵島開拓願と長崎縣」,『領土海洋研究』第23卷, 2022
- 柳美林・朴培根,「1883年太政官の鬱陵島渡航禁止前後 朝日交渉と鬱陵島渡航日本人の法的處理」,『獨島研究』, 21号, 2021
- 李盛煥,「太政官指令をめぐる論議の再検討」,『國際法學會論叢』第64卷2号, 2019
- 崔チョルヨン・柳美林,「1877年 太政官指令の歴史的・國際法的検討—鬱陵島争界關連文書との連關性を中心に」,『國際法學會論叢』63卷4号, 2018

<日本語文献>

- 加茂儀一,『榎本武揚』, 中央公論社, 1988
- 岡田利七,『船名録』, 丸屋善七, 1881
- 堀和生,「一九〇五年日本の竹島領土編入」,『朝鮮史研究会論文集』24号, 1987
- 瀨脇壽人,『烏刺細窰斯杜屈見聞雜誌』
- 武藤三代平,「明治政府における榎本武揚の位置づけ」,『北海道大学大学院文学研究科研究論集』16号, 2016
- 北沢正誠,『竹島考證』下, 1881
- 朴炳涉,「山陰地方民の鬱陵島侵入」,『北東アジア文化研究』第30号, 2009
- 山口県,『蔚陵島一件録』, 1884, 山口県文書館 所蔵(行政文書 戦前 A 土木 25)
- 三省堂編修所,『明解古語辞典』, 1963
- 松澤幹治,「松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」」,『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』, 島根県総務部, 2020
- 手塚律蔵・佐波銀治郎,『格尔屯氏 萬国図誌』, 1862
- 鈴木大亮,『浦塩斯德紀行』, 開拓使, 1879
- 鈴木忠,『佐波銀治郎の生涯』, 佐倉歴史顕彰会, 1991

池内敏,『日本人の朝鮮観はいかにして形成されたか』, 講談社, 2017

外務省,『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻處分一件』, 外務省資料 3門8類2項4

榎本武揚,『シベリア日記』, 講談社, 1877

海軍省,『海軍省報告書』

海軍水路局,『水路雑誌』第 41 号, 1880

<Abstract>

Japan's Third Ulleung Island Invasion Incident and Intention to Take Ulleung Island

Park, Byoung-sup

The person who created the opportunity for the third Japanese invasion of Ulleung Island (Matsushima) in late 19th century was Sewaki Hisato, a trade official in Vladivostok. First of all, this study reveals that the basic material that led him to believe that Matsushima is Japanese territory is "Mr. Colton's Map of Japan," which he translated. Second, according to Sewaki's recommendation, it is revealed that people around Lieutenant General Enomoto Takeaki, a Russian minister, started a logging business in Matsushima. When Enomoto became Lord of Navy in 1880, he conducted a large-scale logging business in Matsushima using a naval transport ship and involving the conglomerate Okura-gumi. In 1881, when the Korean government discovered that Japanese had invaded Ulleung Island, it protested to the Japanese government and began to explore the development of the island. In response to the protest, the Japanese government replied that those who had traveled to the island had already withdrawn and promised to prevent a recurrence. However, the Japanese government's answer was false because Japanese invasions continued in 1882. Third, analyze Japan's response to why the Japanese government gave a false reply. The Korean government again protested against the Japanese invasion of Ulleung Island, but the Japanese government took little action. Fourth, the cause lies in the Imo military uprising, and it is revealed that the Japanese government used this incident to try to take Matsushima. Eventually the Japanese government could not make an excuse to seize the island, gave up to take the island, and in 1883 issued the third ban on travel to Ulleung Island. However, many Japanese traveled to the island for logging without knowing about this ban. When the Korean government officials blamed them, some Japanese tried to justify the logging by insisting on international law. This assertion seems to have originated with Enomoto, and it is thought that Enomoto tried to seize Matsushima by 'rule of occupation' for terra nullius. Fifth, the controversy among researchers over the translation of the content of Japanese claim is also examined, and this paper elucidates the remaining tasks in Japan's 3rd invasion of Ulleung Island.

Key words: Hisato Sewaki, Mr. Colton's Map of Japan, Lieutenant General Takeaki Enomoto, Matsushima = Ulleung Island, Imo military uprising, International law